

○葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

平成 24 年 2 月 29 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに浴場業を営む者(以下「営業者」という。)が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を定めるものとする。

(設置場所の配置の基準)

第 2 条 法第 2 条第 3 項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、温湯等を使用し、男女各 1 浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの(以下「普通公衆浴場」という。)の設置場所が、既設の普通公衆浴場と 200 メートル以上の距離(浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。)を保たなければならないこととする。ただし、土地の状況、構造設備、予想利用者の数、人口密度等を考慮し、葛飾区長(以下「区長」という。)が公衆衛生上必要であると認める普通公衆浴場の設置場所については、この限りでない。

2 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けた公衆浴場のうち、普通公衆浴場以外の公衆浴場(以下「その他の公衆浴場」という。)を普通公衆浴場に変更しようとするときは、前項の規定を適用する。

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。
- (2) 浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日 1 回以上掃除し、又は洗浄すること。

- (3) 脱衣室及び便所は、毎月 1 回以上消毒すること。
- (4) 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月 1 回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- (5) 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。
- (6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。
- ア 濁度は、5 度以下とすること。
- イ 過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 25 ミリグラム以下とすること。
- ウ 大腸菌群数は、1 ミリリットル中に 1 個以下とすること。
- エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (7) 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。
- (8) 浴槽水は、1 日 1 回以上換水して浴槽を清掃すること。ただし、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める場合には、1 週間に 1 回以上換水して浴槽を清掃すること。
- (9) 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。
- ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- イ 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。
- (10) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。
- ア ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
- イ 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。
- ウ 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより、消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(12) 前 3 号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3 年間保存すること。

(13) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。

(14) タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者 1 人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。

(15) 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

(16) 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。

(17) 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。

(18) 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(19) 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。

(20) 脱衣室の床面積は、男女各 15 平方メートル以上とすること。

(21) 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。

(22) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

(23) 入浴者用便所は、脱衣室から入浴者の利用しやすい場所に、男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

(24) 脱衣室及び浴室には、採光のための設備を設けること。

- (25) 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- (26) 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。
- (27) 洗い場の床面積は、男女各 15 平方メートル以上とすること。
- (28) 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。
- (29) 洗い場には、浴室の床面積 5 平方メートルにつき、湯栓及び水栓を各 1 個以上設け、湯又は水であることを表示すること。
- (30) 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。
- (31) 浴室内の浴槽の床面積は、男女各 4 平方メートル以上とすること。
- (32) 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。
- (33) 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとすること。
- ア 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - イ 屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
 - ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
 - エ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。
- (34) 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- (35) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
- ア ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
 - イ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - ウ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
 - エ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
 - オ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じ

られた構造であること。

カ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

(36) 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。

(37) 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。

(38) 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。

(39) 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。

(40) 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。飲料水の水質については、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 1 項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。

(41) 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。

2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第 1 号に規定する公衆浴場にあつては前項第 1 号から第 16 号まで、第 2 号に規定する公衆浴場にあつては前項第 1 号から第 17 号まで、第 19 号、第 21 号、第 25 号、第 28 号、第 30 号、第 32 号及び第 34 号から第 41 号までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 1 号に該当する公衆浴場

ア 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。

イ 従業員に、風紀を乱すおそれのある行為を行わせないこと。

ウ 各個室の床面積は、5 平方メートル以上とすること。

エ 待合室は、適当な広さのものを設けること。

オ 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用鍵付きロッカーを備え

ること。

カ タオルの保管用戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。

キ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

ク 個室は、個室の出入口から見通しのきく構造配置とすること。

ケ 個室の出入口は、幅 0.7 メートル以上、高さ 1.8 メートル以上とし、扉等を設けるときは、その扉等の適当な位置に、0.3 メートル平方以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、遮へい物を設けないこと。この場合扉には、鍵を付けないこと。

コ 個室には、使用のたびに浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。

サ 個室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。

シ 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための設備を設けること。

ス 個室の照明用電灯は、1 つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること。

セ 個室には、蒸し機等熱気による入浴設備を設け、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ソ 個室には、入浴に必要でない物を置かないこと。ただし、入浴者の所持する物は、この限りでない。

タ 午前 0 時から午前 6 時までの時間において営業を行わないこと。

(2) 前号に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

イ 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。

ウ 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。

エ 浴室は、適当な広さのものを設けること。

オ 浴室には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。ただし、蒸気、熱気等による入浴設備のみを有する公衆浴場にあつ

ては、湯栓及び水栓を設けないことができる。

カ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。

キ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ク 屋外に浴槽を設けるときは、前項第 33 号の規定に準じた構造とすること。

ケ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。

3 営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

(基準の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては同条第 1 項第 20 号、第 27 号、第 29 号及び第 31 号に規定する基準について、同条第 2 項第 2 号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては同条第 1 項第 19 号に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第 2 条第 1 項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設(平成 15 年 4 月 1 日前に公衆浴場の経営の許可を受け、同日以後に増築、改築又は大規模な修繕をしていないものに限る。)については、第 3 条第 1 項第 35 号ア及び

エの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

付 則(平成 28 年 12 月 15 日条例第 55 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年 10 月 4 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第 3 条第 1 項第 35 号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。